

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|----------|
| ※ 登録番号 | 第468号 (令和3年12月26日) | |
| 1.投資顧問業の種類 | 一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業 | |
| 2.法人・個人の別 | 法人 個人 | |
| (ふりがな) 3.商号又は名称 | (かぶしきがいしゃ ありき) 株式会社 ありき | |
| (ふりがな) 4.氏名 (法人である場合は代表者氏名) | (ありき しずか) 有木 志津加 | |
| 5.資本金額 | 1,000万円 | |
| 6.役員 | | |
| (ふりがな) 氏名 | 役職名 | 常勤・非常勤の別 |
| ありき しずか 有木 志津加 | 代表取締役 | 常勤 非常勤 |
| ありき りょうじ 有木 良治 | 取締役 | 常勤 非常勤 |
| ありき まさと 有木 聖人 | 取締役 | 常勤 非常勤 |
| しみず つとむ 清水 勉 | 取締役 | 常勤 非常勤 |
| くぼ かつみ 久保 勝美 | 取締役 | 常勤 非常勤 |
| ありき のぶこ 有木 信子 | 監査役 | 常勤 非常勤 |

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

| (ふりがな) 氏名 (使用人の種類) | 職名 | 統括する業務の別 |
|---------------------------------|-------|------------------------|
| ありき りょうじ 有木 良治 (助言業務を行う者) | 取締役 | 投資判断、助言、売買、 賃借、管理業務 |
| ありき しずか 有木 志津加 (助言業務を行う者) | 代表取締役 | 投資判断、助言、売買、 賃借、管理業務 |

| | | |
|----------------------------------|-----|------------------------|
| ありき まさと 有 木 聖 人 (助言業務を行う者) | 取締役 | 投資判断、助言、売買、 賃借、管理業務 |
| 計 3名 | | |

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

| 名 称 | 設置年月日 | 所 在 地 |
|----------|-------------|---|
| 株式会社 ありき | 平成17年11月15日 | 〒708-0004 岡山県津山市山北770番地16 電話 (0868) 24-2133 FAX (0868) 23-7351 |
| 計 1店 | | |

9.業務の方法

| |
|--|
| <p>1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。</p> <p>①種類：主に住宅、商業施設等</p> <p>②規模：主に延床面積 100 m²以上</p> <p>③所在する地域：主に岡山県津山市及びその周辺</p> <p>2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等</p> <p>3. 報酬体系は、</p> <p>①単発的な取引の場合</p> <p>報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費（取引に係る消費税額を加算する。） （直接経費＋間接経費＋消費税）</p> <p>(1) 直接人件費</p> <p>不動産投資顧問業務（以下当該業務という。）に直接従事する者の当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じた額の合計 〈当社標準額：一日一人当たり 30,000 円とする〉</p> <p>(2) 経費（直接経費＋間接経費）</p> <p>直接経費：印刷製本費、複写費、資料調査費、交通費等の当該業務に関して直接必要となる経費の合計 〈当社標準額：実費相当額とする〉</p> <p>間接経費：当該業務を営んでゆくために必要な人件費（直接人件費は除く）、調査研究費、研修費、減価償却費、通信費、等の経費の合計 〈当社標準額：一日当たり 20,000 円とし当該業務に要した延べ日数を乗じた額の合計〉</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>(3) 技術料</p> <p>当該業務において発揮される技術力、創造力、業務経験、総合企画力、情報の蓄積等の対価とされる額</p> <p>〈当社標準額：当該案件の不動産投資総額の 3%～5%を標準とし、当該業務の内容、難易度、業務量等に応じて依頼者と協議の上、その額を決定する〉</p> <p>(4) 特別経費</p> <p>出張経費、宿泊料その他依頼者から特別の依頼に基づいて必要となる費用（直接人件費及び経費を除く。）の合計</p> <p>〈当社標準額：実費相当額とする〉</p> <p>(5) 取引に係る消費税等額 消費税法及び地方税法の規定により算出</p> <p>②一定期間継続的な場合 業務報酬の算定方式は、下記のとおりとする。</p> <p>定額／月（顧問料的なもの）＋案件別報酬</p> <p>(1) 定額（顧問料的なもの） 〈当社標準額：月額 50,000 円とする〉</p> <p>(2) 案件別報酬 直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費</p> <p>〈当社標準額：上記①の算定方式を基準とし、顧問的要素を考慮し、依頼者と協議の上、その額を決定する〉</p> <p>4. 報酬の受領の時期は、単発的な助言の場合は、契約締結後で助言報告書提出時、継続的な助言の場合は毎月末とする。</p> |
|--|

10.既に有している免許、許可又は登録

| 業の種類 | 免許等の番号 | 免許等の年月日 |
|------------------------|---------------------|-----------|
| 1. 金融商品取引法第29条の登録 | | |
| 2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許 | 岡山県知事 (10)第2955号 | 令和4年12月9日 |
| 3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可 | | |

1 1.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 電子機器及び情報機器の販売、並びにこれらに関連する技術指導
2. 衣料品その他繊維製品の販売
3. 婦人服の装飾品販売
4. 建築の設計、工事監理及び施工
5. 宅地建物取引業及び不動産の賃貸業並びに賃貸管理業
6. 損害保険代理業、及び生命保険の募集に関する業務とこれらに関する顧客の仲介、斡旋業務
7. 貸金業
8. 古物商
9. 情報通信技術(インターネット)を利用した情報提供サービス業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業
10. 不動産コンサルティング業務
11. 不動産投資顧問業
12. マンション管理の適正化の推進に関する法律で定義されるマンション管理業
13. マンション管理業務
14. 太陽光発電装置の施工、販売
15. 発電及び電力の供給及び販売に関する事業
16. 乳幼児期の子ども及びその保護者に対する育児相談事業
17. 乳幼児期の子どもの発達支援
18. 子育てセミナーの開催
19. 児童の発達支援
20. 育児に関するコンサルタント事業
21. 前各号に付帯関連する一切の事業

1 2.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

| (ふりがな) 商号、名称又は氏名 | 保有する株式の数 又は出資の金額 | 割合 | 住 所 |
|---------------------|---------------------|---------|-----|
| | | | |
| ありき りょうじ 有木 良治 | 7 4 株 | 37.0% | 岡山県 |
| ありき まさと 有木 聖人 | 5 1 株 | 25.5% | 岡山県 |
| ありき しずか 有木 志津加 | 5 1 株 | 25.5% | 岡山県 |
| ありき のぶこ 有木 信子 | 1 3 株 | 6.5% | 岡山県 |
| | (1 8 9 株) | (94.5%) | |

1 3. 役員の兼職の状況

| (ふりがな) 役員の氏名 | 常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類 |
|---------------------|---|
| ありき しずか 有 木 志津加 | 無し |
| ありき りょうじ 有 木 良 治 | 無し |
| ありき まさと 有 木 聖 人 | 無し |
| しみず つとむ 清 水 勉 | 無し |
| くぼ かつみ 久 保 勝 美 | 無し |
| ありき のぶこ 有 木 信 子 | 無し |